

「長野市ポイ捨て等を防止し、ごみのないきれいなまちをつくる条例」の改正について
第2回審議会で委員の皆様からいただいた主な意見と事務局の考え方

平成 29 年度 第 2 回長野市環境審議会（平成 29 年 8 月 2 日(水)）

◆ 主なご意見

- 過料の 5 万円は、実際の徴収金額が 5 千円となるとも考えられ、県内で初めてということで影響力も大きく、いかがなものか
 - 設定根拠は、長野市の他の条例や地方自治法による規程を基礎としたもので、妥当と考える。重点地区を指定した場合の徴収金額は、改めて検討する。
- 5 万円は、実際に徴収する考えか
 - 罰則が目的ではなく、注意を促しマナーを守っていただくとするもの。周知・啓発など行政の努力が必要である。
- 重点地区を指定した場合のみ過料を課すのか、全市的に徴収するのか
 - 重点地区のみ。過料を課すのは、周知・啓発後の次のステップと考える。
- 規制する場合は、喫煙所を設置して分煙をして欲しい。
 - 長野市で設置したのは現在 2 箇所のみ。重点地区を指定する場合は、喫煙可能な場所を設置することも必要であり、関係機関・部署等と連携・検討していく。
- 重点地区として具体的な想定は。
 - 現在、具体的な地区を定めているわけではなく、皆さんに意見を聞きながら、住民や事業者なども含めて合意を得た上で指定する。
- 受動喫煙について、検討して欲しい。
 - ポイ捨てとたばこの火による火傷や火災等の事故の未然防止を図ることを目的とした条例であり、受動喫煙については別途検討していく。
- 吸う人のモラルの問題であることを説明、理解してもらう努力が必要。
 - 周知・啓発など行政の努力が必要である。
- 普通のたばこと電子たばこを分ける必要はないのではないか。
 - ポイ捨てにつながる可能性は両者共にあるが、火のついたたばこは火傷や火災につながる可能性があるため、条例の目的に合わせ明確に分ける。
- 喫煙所を整備し、環境を整えた上で重点地区を指定するという考えとして、条文にモデル地区的な意味合いの追加が欲しい。
 - 条文の中にモデル地区といった文言を入れるのではなく、重点地区を指定する前に、モデル地区を設けて検証した上で重点地区を指定するという考えも考えられる。
 - 条例施行後の状況を見ながら、その必要性について検討していく。

◆ 検討課題となったご意見

- 「電気加熱式たばこ」の表現について、「電気加熱式たばこ」は通称であり、既定の言葉ではない。今後、どのような商品開発が行われ、新製品が出てくるかわからないため、通称であることばは条文にそぐわないのではないかと
➤ 「電気加熱式たばこ」という表現をやめ、定義の中で「喫煙等」とは火のついたたばことしていることから、ここでは「火を使わないたばこ」と記載する。

- 市民の責務について、(3) 歩行喫煙について触れているが、第8条で禁止事項として規定しているため、必要無いのではないかと
また、(3) 火のついたたばこ (4) 電気加熱式たばこについて、ほぼ同じことを、違ったニュアンスで記載してあり、わかりづらい。火がついていてもいなくてもマナー違反であるため、「歩きながらの喫煙等、他人に迷惑を及ぼす行為をしない」とまとめればいいのではないかと
➤ 同一条例内で同じ内容の禁止事項と順守事項（責務など含む）が存在することはありえないことから、(3) については削除する。
➤ 「喫煙等」の定義が「火のついたたばこを吸う行為または持つ行為」と定め、規制しているため、「火を使わないたばこ」と表現し区別した上で、遵守事項に記載する。

- 罰則の範囲について、重点地区内の罰則の対象がポイ捨てと路上喫煙となっている。「犬のふんの放置」が該当しない理由について教えてほしい
➤ 犬のふんは、法律上（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）、ごみや燃え殻、汚泥などとともに「廃棄物」にあたり、廃棄物を捨てた者には罰則が課せられるが、違反者を特定し、実際に法律違反として罰則を適用させることはかなり難しいと考える。
➤ 長野県では法律を補完する形で「動物の愛護及び管理に関する条例」を設け、指導、措置命令に従わない場合、罰則（30万円以下の罰金）を課すと規程している。
➤ 犬のふんの放置については、長野市の現条例で禁止事項となっており、保健所、県の関係機関と連携しながら指導・啓発に努め、悪質な場合には、県条例に基づき対応したい。

- 禁止事項条文に「権原において設置された場合」とあるが、今後、過料の対象となる重要部分であるため、誤解をされぬよう「場合」ではなく「場所」の方がいいのではないかと
➤ ご指摘のとおり、「権原において設置された場所」に変更する。